

湖西市農業委員会議事録 (12 月)

招 集 年 月 日	令和 6 年 12 月 16 日（月）									
招 集 の 場 所	防災センター 2 階									
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会		12 月 16 日(月) 午後 2 時 00 分			議長		山本 敬博		
	閉 会		12 月 16 日(月) 午後 2 時 25 分			議長		山本 敬博		
出席並びに 欠 席 委 員 出席 12 名 (欠席 2 名) 凡例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 ▲ 公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	
	1	森 浩司	○	9	石田 勝典	▲				
	2	三浦 克明	○	10	尾崎 順彦	○				
	3	菅沼 純一	○	11	河邊 勝彦	○				
	4	荻野 範博	▲	12	深田 征宏	○				
	5	小原 正通	○	13	山本 敬博	○				
	6	内山 勝洋	○	14	山本 佐代子	○				
	7	松井 栄二	○							
	8	鈴木 真聡	○							
会 議 録 署 名 委 員	1 番		森 浩司			14 番		山本 佐代子		
職務のため出席 した者の職氏名	局 長 副主任		木下 靖義 朝倉 麻貴			次 長		吉田 善行		
会議に付した事件	1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 題 議案第 48 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 49 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 50 号 非農地証明願について 議案第 51 号 農用地利用集積計画の決定について 4 報告事項 報告第 33 号 農地法第 3 条届出受理について 報告第 34 号 農地法第 4 条届出受理について 報告第 35 号 農地法第 5 条届出受理について 報告第 36 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について									
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り									
備 考										

議 事 の 概 要

(令和6年12月定例会)

開 会 午 後 2 時 00 分

局 長

みなさんこんにちは。

定刻になりましたので、ただ今から定例会を開会させていただきます。

なお、本日、議席番号4番の荻野委員、9番石田委員より欠席の連絡を受けております。出席委員数は、定数14人のところ12人出席でございます。出席者が過半数に達しておりますので、本会が成立することを御報告申し上げます。それでは、山本会長からごあいさつを含めまして、開会の宣言をお願いします。

会 長

みなさんこんにちは。それでは、ただいまから湖西市農業委員会12月定例会を開会いたします。

局 長

ありがとうございました。

ここからの進行につきましては、議長を山本会長にお願いいたします。

議 長

それでは、議事に入る前に議事録署名人を私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは議事録署名人は、議席番号1番の森浩司委員、14番の山本佐代子委員にお願いをいたします。それでは議事に入ります。

はじめに、「議案第48号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

説明の前に議案書の修正があります。資料3ページをご覧ください。申請番号66番につきまして、申請者より取り下げ願いが提出されましたので、

今回の審議から取り下げをさせていただきます。よって、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、申請件数は4件です。

申請番号62番について説明します。資料は議案書の2ページ、番号62番図面のNo.1です。申請地は[REDACTED]にある農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は[REDACTED]にお住いの新規就農者です。就農理由は所有地に隣接しており家庭菜園として始めてみたいとのことです。権利取得後については、柿を栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、年間従事日数が150日以上予定されていること、他地目に囲まれており周囲に与える影響が少ないこと等、農地法第3条第2項の許可要件を満たすことが見込まれるため、許可相当と考えます。鈴木委員、補足説明をお願いします。

鈴木委員

先日、佐原推進委員と現地確認に行ってきました。家の坪庭みたいな状況になっておりまして、既に柿が植わっておりました。草刈りもされており、面積も一坪ちょっとなので耕作的に問題はないかと思われます。以上です。

事務局

続きまして申請番号63番について説明します。資料は議案書の2ページ、番号63番、図面はNo.2です。申請地は[REDACTED]にある農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は[REDACTED]にお住まいの方で、9586.13㎡の農地を世帯2人で年間150日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後についてはパンパスグラスを栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、農地法第3条第2項の許可要件を満たすことが見込まれるため、許可相当と考えます。菅沼委員、補足説明をお願いします。

菅沼委員

先日、夏目推進委員と現地を見てまいりました。この土地は既にパンパスが植わっております。お兄さんが亡くなったことによって、弟さんが相続されたのですが、その方も農業が大変だということで、買ってくれる方がいれば処分したいという話を以前に聞いておりまして、そこの第一候補としてすぐ夏にお金になりそうなパンパスグラスのところを今回譲受人の方が買っ

て、この夏からパンパスをとる予定だと思います。管理はされておりますので全然問題ないと思います。以上です。

事務局

続きまして申請番号 64 番について説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 64 番、図面は No. 3 と 4 です。申請地は [REDACTED] [REDACTED] にある利用権設定されている農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は [REDACTED] にお住まいの方で、11047 m²の農地を世帯 2 人で年間 150 日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後についても水稻、果樹を栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、農地法第 3 条第 2 項の許可要件を満たすことが見込まれるため、許可相当と考えます。石田委員が本日欠席のため、事前に現地確認結果について報告を受けておりますので、代わりに事務局より説明をさせていただきます。

12 月 10 日に石田推進委員と現地確認を行いました。みかん園の周りはジャングルのようになっており、田んぼは区画整理された区域内にあります。農地には手が入れられていて、田んぼはトラクターで平らにしてありました。既に耕作されていた農地のため、周辺への影響も特にないかと思いますので許可することについて特に問題ないかと考えます。とのことです。

事務局

続きまして申請番号 65 番について説明します。資料は議案書の 3 ページ、番号 65 番及び図面の No. 5 です。区分地上権者は、[REDACTED] に本社を置き太陽光発電事業等を生業とする法人で、今回営農型太陽光発電設備の更新にあたり、パネル部分の区分地上権を設定するため、3 条申請に及んだものです。申請地は、[REDACTED] のところに位置する農地です。審査をしたところ、農地法第 3 条第 2 項の例外規定としてのただし書に該当するものとして、許可相当と判断しました。5 条申請につきましては、後ほど審議をしていただきますので、その時に併せて補足説明をしていただきます。

以上で、農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議 長

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 48 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第 49 号農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして、申請件数は 3 件です。

申請番号 44 番について説明します。資料は議案書の 5 ページ、番号 44 番、図面は No. 5 および別添資料 1 です。賃借人は、3 条の番号 65 番と同じ者です。この度、営農型太陽光による一時転用期間 3 年の賃借権の期限が切れるため、更新のための申請に及んだものです。申請地は、3 条で説明しましたとおり [REDACTED] に位置する農用地区域内農地です。審査をしたところ、農用地区域内農地の不許可の例外規定である一時転用であること、事業計画は 1 枚あたり 270 w、1.63 m²の太陽光パネルを 360 枚設置して発電し、発電能力は 49.5 k w で、申請地 1,376 m²のうち支柱部分 3.23 m²の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。下部の農地における営農状況は下部農地 693.04 m²に榦が 83 株作付されており単収見込みは適当と思われます。知見を有する者の所見によると、2019 年 4 月に植付けを行い、5 年 7 ヶ月が経ちました。2019 年 9 月に測定用の榦の発育不良が見られたため、植替えをしました。水捌けが悪く榦の発育不良が見られるため、2020 年 12 月に土側溝工事を実施しましたが、なかなか改善されず、2021 年 10 月に一部、2022 年 4 月に残りの部分の天地返しを行いました。毎年のように植替え作業をしていましたが、2023 年に植えたものが比較的成長が良く、2024 年は今までに比べると成長しました。梅雨明けから 8 月末にかけての日照りで少し全体的に弱ってしまったのが悔やまれます。9 月に肥料をまき、植替えもしているため小さいものもありますが、榦の樹高は約 150 c m、幅 100 c m に成長しています。今後も定期的に除草、消毒殺虫、剪定を継続し、収穫できるよう営農していく計画であること、知見を有する者か

らの営農指導があること、また用水の受益地であるため湖西用水土地改良区から意見書が提出されたことから、更新について許可相当と考えます。菅沼委員、補足説明をお願いします。

菅沼委員

先日、夏目推進委員と見てまいりました。更新ということで、この場所の周りがほぼ耕作放棄地になっておりまして、この場所はそれなりに管理されておりますので、草は伸びておりませんし、管理はいいと思うんですが、他の太陽光のところと変わらず、榊が先ほど言われたように植え替えをしたみたいなお小さい株があったり、営農という観点からみると少し厳しいのかなというところを見てまいりました。管理はされているので問題ないと思います。以上です。

事務局

続きまして申請番号 45、46 番について一括して説明します。資料は議案書の 5 から 6 ページ、番号 45、46 番図面は No. 7 です。申請者は、
に本社を置き土木建設工事業を営む法人で、この度、
工事及び 工事の
ための残土処分場を設けるための一時転用申請に及んだものです。申請地は、
に位置する農用地内区域内農地です。審査をしたところ、事業計画は、残土処分場のために工事期間と農地への復元期間を合わせて約 6 か月一時転用する計画であり、転用期間及び転用規模は適当と思われます。また、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められます。なお、事業完了後は、搬入した土砂にて農地へ復元し、土地所有者がみかんを作付けする旨の耕作管理計画書が添付されていることから許可相当と考えます。小原委員補足説明をお願いします。

小原委員

12 月 4 日に柴田推進委員と現地確認しました。現地は 1m ぐらいの雑草が生い茂っているわけではありますが、これを埋めてですね、ミカン畑に復元するという計画ですので、排水や道路等地域への影響はないと思ひまして、適当だと判断いたしました。以上です。

事務局 以上で、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長 この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第49号につきまして、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第50号非農地証明願について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 非農地証明願につきまして、申請件数は1件です。申請番号12番について説明します。議案書の8ページ、番号12番、図面のNo.8、別添資料2をご覧ください。申請者は、[REDACTED]にお住まいの[REDACTED]さんです。申請地は[REDACTED]にある農地で、現状は山林で非農地となった経緯は、耕作を行うことができなくなり、山林化し周囲の山林と一体となってしまったとのことです。つきましては、非農地証明の基準である、「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの」として、非農地証明書の交付が適当と判断されるものと考えます。深田委員、補足説明をお願いします。

深田委員 12月6日に宇田推進委員と現地を確認しました。現場は、[REDACTED]から[REDACTED]へ抜ける道で、上の方が[REDACTED]の方ですが、道路沿いということで特に道路の脇辺りはですね、電線くらいまで木が伸びてですね、入口がちょっとわからないような状態で、これに関しては農地としてはとても無理じゃないかということで、問題ないかというところであります。以上です。

事務局 以上で、非農地証明願についての説明を終わります。

議長 この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 50 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第 51 号農用地利用集積計画の決定について」を議題いたします。本日、議事参与の関係で、2 つに分けて審議いたします。私も議事参与の制限に該当いたしますので、議長を菅沼会長代理と交代いたします。

(議長を菅沼会長代理に交代)

議長 最初に、議案第 51 号のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号 172、
(菅沼会長 173 番について審議いたしますので、山本敬博委員の退室を求めます。

代理) (山本敬博委員退室)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書 10 ページをご覧ください。公告予定が 12 月 20 日の農用地利用集積計画について、申請番号 172、173 番を説明いたします。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定の申請です。県の農業振興公社が合計 1994 m²の農地を 2 名の農地所有者から借り受け、機構のルールに基づき、[REDACTED]にお住まいの[REDACTED]さんに分配を予定するものです。

以上で、申請番号 172、173 番についての説明を終わります。

議長 この案件について何か質問はございますか。

(菅沼会長 (質問がないか確認)

代理) ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 51 号の案件中、申請番号 172 番、173 番につきまして、原案どおり承認することとします。

審議が終了しましたので、山本敬博委員の入室を認めます。

(山本敬博委員入室)

会長が戻られましたので、議長を交代いたします。

(議長を山本会長に交代)

議 長 次、議案第 51 号の案件中、議事参与の制限に該当する案件を除く案件について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案書 10 ページをご覧ください。申請番号 172 番、173 番を除く公告予定が 12 月 20 日の農用地利用集積計画について説明いたします。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 4 筆あります。県の農業振興公社が 7871 m²の農地を 2 名の農地所有者から借り受け、機構のルールに基づき、[] に本社を置く [] と [] に本社を置く [] にそれぞれ分配を予定するものです。

次に、議案書の 11 ページをご覧ください。利用権設定関係の内容は記載のとおりです。合計 3 筆 5018 m²の新規であります。

以上で、申請番号 172 番、173 番を除く農用地利用集積計画の決定についての説明を終わります。

議 長 この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 51 号の案件中、議事参与の制限に該当する案件を除く案件につきまして、原案どおり承認することとします。続きまして報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案書 13 ページをご覧ください。報告事項第 33 号について、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出が 1 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 15 ページをご覧ください。報告事項第 34 号について、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出が 1 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 17 ページをご覧ください。報告事項第 35 号について、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出が 4 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 18 ページをご覧ください。報告事項第 36 号について、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知が 1 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

報告は以上です。

議 長 ただいま、事務局から報告事項の説明がありましたが何かご発言がありましたらお願いします。

(質疑なし)

特にご発言もございませんので、ただいまの報告事項はご承知おきください。

以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

それでは、事務局から次回開催日程を含め、その他連絡事項があればお願いします。

事 務 局 次回の定例会は、1 月 15 日（水）午後 2 時からで、会場は防災センター2 階となります。

(その他連絡事項)

議 長 他にみなさまから何かあればお願いいたします。なければ、以上をもちまして湖西市農業委員会 12 月定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。

閉会時間 午後 2 時 25 分

